

組織共済

組織共済は、各団体(労働組合・従業員会)が一括して加入する制度です。

各労働組合・従業員会に所属の方は、すでに組織共済に加入しています。

下記の事由があれば、申請してください。

また、基幹職やパートの方も、団体が認めて、組織共済の掛け金(年間4,200円)を納めれば加入できます。

そして、個人共済にも加入できます。

掛け金の支払い

- 各団体が毎年2回、組合費(団体の会費)より一括で納めています。(基幹職・パートの方は年間一括で個人払い)

加入資格

- 組合員・従業員会会員は特に手続きをしなくても団体一括で加入しています。

給付を受けるには

- 事由が発生したら申請書に記入の上、証明書(診断書等)と一緒に各団体(労働組合・従業員会)に提出してください。
- ワークフローからも申請できます。

1口の月額掛金 350円

給付事由		給付基準	給付金額
祝金	結 婚	組織加入者が結婚した場合	20,000円
	出 生	組織加入者に子供が出生した場合	10,000円
	水 晶 婚	組織加入者が結婚後15年たった場合	10,000円
	銀 婚	組織加入者が結婚後25年たった場合	10,000円
弔慰金	本人死亡	組織加入者が死亡した場合	100,000円
	配偶者死亡	内縁(同居)を含む	50,000円
	子供死亡	養子・死産を含む	20,000円
	親死亡	本人・配偶者の親	10,000円
	兄弟姉妹死亡	本人の兄弟姉妹	10,000円
	祖父母死亡	祖父母(同居のみ)	10,000円
入院・休業通院見舞金	病 気 入 院	1日目より	1共済期間で180日を限度とし、通算900日を限度 日額 1,200円
	ケ ガ 入 院	1日目より	
	病気休業通院	連続10日以上	1共済期間で90日を限度とし、通算450日を限度 日額 600円
	ケガ休業通院	連続 3日以上	
退職金別給		組織加入者が定年により退職した場合	10,000円
		共済に加入し5年以上経過して退職した場合	10,000円
火災等見舞金		地震を除く火災・風水害による見舞金	別に定める基準によりその都度決定

注1:労働組合および従業員会活動中の補償は扶助規定に基づく支給によって対処するものとし、上記の弔慰金、入院・休業通院見舞金の併給はしない。

注2:本人および配偶者死亡の場合、給付金の他に花輪または生花を用意する。

みんなで作るみんなの安心



荏原グループ生活共済会

加入のご案内 2027



「荏原共済」は荏原で働く仲間が知恵を出し合って作った、助け合いの制度です。

営利目的ではなく給付重視で運営しています。

運営もみんなの力でやる。それが私たちの荏原共済です。

荏原グループ生活共済会 (略称: 荏原共済)

- 荏原合同労働組合
- 荏原フィールドテック労働組合
- 荏原電産従業員会
- 荏原風力機械労働組合
- 荏原冷熱システム従業員会
- 水ing互助会

2026年10月1日現在

〒144-8510 東京都大田区羽田旭町11-1

TEL 050-3416-3457

Eメール
アドレス

info.kyosai@ebaracom

HP
アドレス

http://www.ebarakyosai.jp/

荏原の仲間たちで作った 助け合いの荏原共済。

まず1口から

はじめてみませんか？



ご加入にあたって

加入申込書に必要事項を記入し提出いただきます。加入者の健康状態を確認するために健康告知の回答が必要となります。告知内容はとてもシンプルですが、場合によっては加入審査を行うことがあります。



個人共済 みんなでつくる家族の安心

- ① “小さな負担で大きな保障”いざという時に安心です。
- ② 給付の手続きが簡単です。
- ③ 剰余金が生じた時には、加入者全員へ**共済還元金**を支給します。

家族の方(配偶者・お子さん・ご両親・兄弟姉妹・孫)がそれぞれA型・C型・D型に加入できます。掛け金も保障も同じです。

加入できる方

- 組合員とその家族(配偶者・子供・親・兄弟姉妹・孫)
- 基幹職やパートの方も、各団体が認め組織掛け金(年4,200円)を納めれば加入できます。
- ただし、健康告知に当てはまらない、1月1日現在、生後3カ月以上60歳未満の人です。
C型とD型は65歳未満までです。
- 兄弟姉妹の加入は、22歳までです。

口数の増減

- 共済期間の途中ではできません。加入拡大時に手続きをして下さい。

給付を受けるには

- 事由が発生したら申込書に記入の上、証明書(診断書など)と一緒に各団体(労働組合・従業員会)に提出してください。
- ワークフローからも申請できます。

共済の期間

- 1月1日から12月31日までの1年間です。

掛け金の支払方法

- 前納制で、給与天引きが原則です。

給付金が支払われない場合

- 荏原共済を退会し、共済掛け金を支払わなくなったとき。
- 加入者、または家族の故意により共済事由が発生した場合。
- C型・D型(医療)で、慢性中毒・先天異常による場合。
- 事由発生の日から2年を経過した場合。

口数・月掛金	1口の給付	給付対象内容	
A型 本人死亡弔慰金 1口=100円 20口まで	100万円	交通事故・不慮の事故死(障害1・2級)	
	50万円	病気などによる死亡(障害1・2級) 半年以下の余命宣告を受けた場合	
C型 入院見舞金・休業見舞金 1口=200円 5口まで	1日につき 1,200円	病気で入院(1日目より) ケガで入院(1日目より)	1共済期間で 180日を限度 (通算限度900日)
	1日につき ※600円	病気で休業通院 (連続10日以上で1日目より) ケガで休業通院 (連続3日以上で1日目より)	1共済期間で 90日を限度 (通算限度450日)
D型 入院見舞金・手術給付金 1口=200円 5口まで	1日につき 1,200円	病気で入院(1日目より) ケガで入院(1日目より)	1共済期間で 180日を限度 (通算限度900日)
	手術1回につき 18,000円	入院しての手術に対して支給 D型満口加入者に限り 日帰り手術は半額給付	給付を受けた手術から 30日以上経過すれば、 都度支給